

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五号）（改革推進課）

一 趣旨

児童虐待防止対策体制及び災害対応体制の強化等に対処するため、職員の定数を改定するものである。

二 内容

- (一) 知事の事務を補助する職員
六千七百七十六人 ↓ 六千八百五十七人（十八十一人）
- (二) 病院事業管理者の事務を補助する職員
二千四百十一人 ↓ 二千四百二十八人（十七人）

三 施行期日

令和二年四月一日